

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱い要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（1）業務名

令和 5 年度 発電施設運転管理・巡視点検業務委託

（2）業務の目的

本業務は、長野県企業局で運転監視している水力発電所の運転管理及び巡視点検等を効率的に行い、適正な運転制御、迅速な故障復旧により発電量の増大に資することを目的とする。

（3）業務内容

運転管理業務 一式

巡視点検業務 一式

臨時・緊急対応等 一式

その他、詳細は特記仕様書による。

（4）技術提案を求める具体的な内容

ア 運転管理業務

確実な業務実施の体制・方法

運転計画策定に資する技術について（発注仕様書 第 3 章 その他事項 第 38 条（業務上の課題）P22 参照）

緊急時の柔軟な対応について（発注仕様書 第 3 章 その他事項 第 38 条（業務上の課題）P22 参照）

イ 巡視・点検業務

確実な業務実施の体制・方法

新規追加、改修工事完了発電所の円滑な管理

業務従事者の業務中の安全管理について（発注仕様書 第 3 章 その他事項 第 38 条（業務上の課題）P22 参照）

ウ 施設管理、臨時・緊急 対応業務

確実な業務実施の体制・方法

故障対応に係る技術水準確保について（発注仕様書 第 3 章 その他事項 第 38 条（業務上の課題）P22 参照）

エ 業務履行

R5.4.1 からの確実な業務履行の方法

- オ 企業局の管理技術の維持
 - 発電所管理技術を維持するための事業者の取組
 - カ 地域への貢献
 - 地元雇用や、地域の活動への参加
- (5) 履行期限 令和 6 年 3 月 31 日
- (6) 業務実施上の要件
- 技術的留意事項
 - ア 受託事業者は、業務の履行に当たり、電気事業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、その他の関係法令等を遵守しなければならない。
 - イ 本業務の実施に当たっては、通年対応できる総括責任者、副総括責任者を定め、県と十分な協議・調整を行い作業を進めること。
- (7) 業務予算額 概ね 522,764 千円
- (8) その他
- ア 契約日から令和 5 年 3 月 31 日までの引継ぎ期間中の業務に要する費用は、受託者の負担とする。
 - イ 受託期間終了時には、後継者に対し業務の履行に支障をきたすことのないように、研修、引継ぎを行わなければならない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
- ア 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「その他の契約」の欄の等級が A に区分されている者であること。
 - イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 4 年 10 月 1 日付け告示第 640 号）第 1 の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録（電力土木部門に限る。）を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。

- (7) 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (9) 同種または類似の業務の実績を有すること。
- (10) 当該業務の実施体制
- ア 総括責任者として、次のいずれかに該当する者を配置し、副総括責任者として他方に該当する者を配置すること。
なお、総括責任者がいずれにも該当する者であるときは、副総括責任者を兼任できる。
- (ア) 電気事業法第44条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (イ) 電気事業法第44条第1項第4号又は第5号の規定によるダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
- イ 委託の主要部について、再委託または技術協力がないこと。
- (11) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員
- (13) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (14) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（13）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
様式2号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式
様式3号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格に基づく登録状況、又は、建設コンサルタント登録規定による登録状況を記載すること。

イ 同種または類似の業務の実績

(ア) 日本国内における水力発電所の運転管理及び巡視点検業務について、1年以上の業務委託の単独又は複数者構成代表構成員での実績を有する者であること。

(イ) 「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成19年4月1日から令和4年3月31日までに受託した業務が該当する。

(ウ) 「業務実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

ウ 当該業務の実施体制

総括責任者として、次のいずれかに該当する者を配置し、副総括責任者として他方に該当する者を配置し記載すること。

なお、総括責任者がいずれにも該当する者であるときは、副総括責任者を兼任できることとする。

また、再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

(ア) 電気事業法第44条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者

(イ) 電気事業法第44条第1項第4号又は第5号に規定するダム水路主任技術者免状の交付を受けている者

エ 一般競争入札又は指名競争入札参加する者の資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する登録通知、契約書及び資格者証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒381-2231 長野県長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局中央制御所

電話 026-241-0300

ファックス 026-283-7614

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

(ア) 提出期限 令和5年1月20日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

(イ) 提出場所 3（4）に同じ。

(ウ) 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付書類を含む）の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査の視点
------	-------

1 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格登録規定、又は、建設コンサルタント登録規定等の登録状況	・登録されているか
2 配置予定の技術者	・有資格の職員がいるか
3 同種業務の実績	・同種業務の実績があるか

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県企業局中央制御所長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県企業局中央制御所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行います。
- エ 非特定理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法
- (ア) 受付場所 3 (4) に同じ
 - (イ) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（休日を含めない。）
 - (ウ) 受付方法 原則として FAX（回答を受ける担当者名、電話番号及び FAX 番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。
 - (エ) 回答方法 原則として FAX による

(8) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式 8 号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

- ア 配置予定の技術者の資格、経歴の状況等

業務経歴は、掲示の日から過去 15 年以内（平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）に日本国内において受託した水力発電所の運転管理及び巡視点検に関する業務を対象とする。

- イ 技術者動員計画

技術者の職種区分は適宜設定し、必要人員（県内雇用者及び移住者（予定者含む））を計上すること。

- ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

- エ 配置予定の技術者の資格、業務経歴及び同種業務の実績については、これを証する契約書、資格者証の写し等を添付すること。

オ 業務に係る費用とその内訳、積算内容が分かるように記載すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) と同じ。

イ 受付時間 揭示の日から令和5年1月20日（金）まで。

（受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。）

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とする。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。（最終回答日：令和5年1月25日（水））

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年1月30日（月）

（提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。）

イ 提出場所 3 (4) と同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号（添付書類を含む）の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和5年2月10日（金）（変更の場合があります。）

イ 場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2（詳細については決定次第連絡します。）
長野県庁（予定）

ウ 時間 各者30分程度を予定（提案者の公募数により変更の場合があります。）

エ その他 新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から、TV会議による開催となる場合があります。この場合、Microsoft Teamsを使用する予定でいますので、提案者側の機材は各自用意してください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書審査結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定の技術者の資格、業務経歴及び事業者業務実績（12点）	総括責任者及び副総括責任者の資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
	同種・類似業務の実績	・豊富な同種・類似の受注実績があるか

動員計画及び費用 (25点)	技術者動員計画、費用	・効率的な技術者動員計画（費用）となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (58点)	運転管理業務（確実な業務実施の体制・方法ほか）(17点)	・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか
	巡回・点検業務（確実な業務実施の体制・方法ほか）(16点)	・独創性に優れた内容であるか
	施設管理、臨時・緊急 対応業務（確実な業務実施の体制・方法ほか）(11点)	・地域の課題や実情を反映し、提案項目に適合した実現可能な提案であるか
	業務履行（R5.4.1からの確実な業務履行の方法）(4点)	
	企業局の管理技術の維持（発電所管理技術を維持するための事業者の取組方法）(5点)	
	地域貢献（地元雇用（移住含む）や、地域の活動への参加）(5点)	・具体的かつ実現性の高い提案があるか
費用と技術提案の整合性(5点)	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果(100点)		

(注1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。

技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県企業局中央制御所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県企業局中央制御所長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県企業局中央制御所長に対して非特定理由についての説明を求ることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（ア）受付場所 3（4）と同じ。

（イ）受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

（ウ）受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ）回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 特定した者との間で、別に契約書の作成を要します。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は3 (4) に同じです。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者の変更は、原則認められませんが、病休、死亡、退職、その他の事情に伴い、変更後の技術者が同等以上の技術力を有すると発注者が認めた場合は、変更できることとします。
- (4) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (5) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。